

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

- 基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復
- 基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

具体的施策(1) 総合的支援体制の充実	① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	1
	② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化	2
	③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化	3
	④ 緊急支援の推進	4
具体的施策(2) 地域における支援体制の充実	① 市町村の取組支援の充実と連携の推進	5
	② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	6
具体的施策(3) 支援関係機関の連携強化	① 支援関係機関ネットワークの充実	7
	② 個別専門的な支援体制との連携	
	③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携	
	④ 民間支援団体等への活動支援	
	⑤ 自主防犯活動団体等への情報提供等	
	⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

具体的施策(1) 経済的負担の軽減	① 経済的支援の実施	8
	② 犯罪被害給付制度の周知等	9
	③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】	10
	④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】	13
	⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】	16
	⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給	
	⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担	
	⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担	
具体的施策(2) 法律問題の解決への支援	① 弁護士による法律相談の実施	10
	② 刑事手続等の適切な情報提供	

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	1
② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化	2
③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化	3
④ 緊急支援の推進	4
① 市町村の取組支援と連携の推進	5
② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	6
① 支援関係機関ネットワークの充実	7
② 個別専門的な支援体制との連携	
③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携	
④ 民間支援団体等への活動支援	
⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等	
⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	
① 生活資金貸付の実施	8
② 犯罪被害給付制度の周知等	9
③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】	10
④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】	13
⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】	16
⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給	
⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担	
⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担	
① 弁護士による法律相談の実施	10
② 刑事手続等の適切な情報提供	

強化

新たに「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」を追加

経済的支援全般について新計画に位置付けるため、項目名を変更

具体的施策(3) 日常生活の支援	①付添支援の実施	11
	②生活支援の充実	12
	③自立支援等の実施	

新たにケアラー支援、ひきこもり当事者支援を追加し、項目名を変更

①付添支援の実施	11
②生活支援の充実	12
③DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施	

具体的施策(4) 心身に受けた影響からの回復	①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13
	②精神科の受診の支援	14
	③自助グループの紹介	15
	④子ども・若者に対する相談、支援の充実	16
	⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供	
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】	
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】	
	⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援	
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備	

子ども・若者に対する相談・支援を重点項目とし、取組を充実

①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13
②精神科の受診の支援	14
③自助グループの紹介	15
④犯罪被害者等に対する適切な医療の提供	
⑤少年等に対する相談、精神的ケアの充実	
⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】	
⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】	
⑧高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援	
⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備	

具体的施策(5) 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	17
	②住居の確保への支援	18
	③DV被害者等や被虐待児童の一時保護	
	④DV被害者の住居の確保への助言	

①緊急避難場所（ホテル等）の提供	16
②住居の確保への支援	17
③DV被害者等や被虐待児童の一時保護	
④DV被害者の住居の確保への助言	

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

具体的施策(1) 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	19
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	20
	③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	21
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供	
	⑤交通事故防止についての普及啓発の推進	
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進	
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進	
	⑧「生命（いのち）の安全教育」の推進	

新たに「生命の安全教育」を追加

①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	18
②犯罪被害者等理解促進講座の実施	19
③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	20
④様々な機会・媒体を用いた情報の提供	
⑤交通事故防止についての普及啓発の推進	
⑥いのちの大切さに関する教育の推進	
⑦人権教育、犯罪防止教育の推進	

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

具体的施策(1)  
犯罪被害者等を支える人材の育成

①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	22
②支援者、相談員等に対する研修等の実施	23
③支援者、相談員等を支える取組の実施	24
④支援ボランティア登録制度の運用	25
⑤専門性の強化促進	

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○25本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。(右側に通し番号 1 ~ 25 を付記)

①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	21
②支援者、相談員等に対する研修等の実施	22
③支援者、相談員等を支える取組の実施	23
④支援ボランティア登録制度の運用	24
⑤専門性の強化促進	